

阿久根市庁舎自動販売機設置事業者募集要項

阿久根市では、令和8年度に市庁舎内に設置する自動販売機の設置事業者を次とおり募集します。

設置を希望される事業者は、阿久根市庁舎への自動販売機の設置に関する要綱（平成28年阿久根市告示第9号。以下「要綱」という。）に定めるところによるほか、本要項に基づき、お申し込みください。

1 設置場所 阿久根市鶴見町200番地 阿久根市役所1階

2 設置期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで1年間

3 募集台数 1台

4 自動販売機のサイズ、性能及び設置基準

- (1) サイズ 幅1,400mm×奥行900mm×高さ2,000mm以内とします。
- (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年6月22日法律第49号)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」により、省エネ対策を施したエネルギー消費効率のよいものであること。
- (3) 設置の際は、日本工業規格（JIS）の据付基準及び一般社団法人全国清涼飲料連合会の自動販売機据付規準を遵守し、転倒防止措置を講じてください。
- (4) 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施してください。

5 使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理

- (1) 自動販売機を設置する事業者は、使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理してください。
- (2) 自動販売機が複数者による併設となりますので、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し、処理してください。

6 申込手続

別紙申込書に必要事項を記入し、次の書類とともに阿久根市役所総務課職員係へ提出してください。

- (1) 要綱第7条に規定する応募資格要件を満たす旨の誓約書
- (2) 国税及び地方税の滞納がないことを示す証明書（原本）
- (3) 自動販売機の仕様を示す書類
- (4) 阿久根市庁舎自動販売機設置入札書

7 受付期間等

- (1) 受付期間 令和8年2月5日（木）～令和8年2月19日（木）
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

8 現場説明

現場説明を令和8年2月4日（水）15時から阿久根市役所3階第2会議室にて実施しますので、入札参加を希望される自動販売機設置事業者は参加してください。

9 自動販売機設置事業者の決定

- (1) 提出された申込書等について、資格及び仕様を満たしているか審査を行い、資格を認められた業者で、貸付料の入札を行います。
- (2) 開札は令和8年2月20日（金）15時から阿久根市役所2階第1会議室で行います。入札額が予定価格以上の上位1者を落札者とし、賃貸借契約を締結する設置事業者として決定します。この場合において、予定価格は公表しないものとし、入札額が同額のときは、抽選により決定します。
- (3) 開札の結果、予定価格に達しない場合は直ちに再入札を行います。なお、再入札を辞退する場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記入してください。
- (4) 再入札をしても予定価格に達しない場合は、入札を終了します。落札者がない場合又は落札者が公募台数に満たない場合は、入札によらず設置事業者を決定します。

申請書提出先（お問合せ先）

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地
阿久根市役所 総務課 職員係
電話 0996-73-1212（直通）